

高松市監査委員告示第19号

高松市茜町会館の使用料の徴収を怠る事実に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成15年11月10日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	綾野和男
同	鎌田基志

高松市茜町会館の使用料の徴収を怠る事実に関する住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成15年9月16日、同月29日および同年10月8日

3 請求の要旨

- (1) アルファステイツ茜町 管理組合に対する高松市茜町会館の使用料の徴収を怠る事実に関するもの（原文）

別紙事実証明書（（注）事実証明書については省略した。）の記載によると、氏名不詳の高松市職員は、高松市茜町会館条例第4条第3項の規定に基づく減免基準（高松市茜町会館の貸館基準および使用料の減免について）の使用料免除事由に該当しないにもかかわらず、当該条例に違反して違法又は不当に当該使用料の賦課徴収を怠っている事実が認め

られる。「高松市茜町会館の貸館基準および使用料の減免について」の記載によると、減免する場合は、高松市が使用する場合、自治会、婦人会、老人会、その他類する団体で公共性または公益上の理由がある場合、非常災害等緊急時使用の場合の「公的利用」の三つの場合に限定されているのである。別紙「高松市茜町会館施設等使用許可申請書」の記載によると、当該使用は「アルファステイツ茜町管理組合」が「理事会開催の為」に使用した場合であり、前記の三つの公的利用のいずれにも該当しないことは明らかである。故に、高松市職員は、本件高松市茜町会館施設等使用料の賦課徴収を違法又は不当に怠り高松市に当該会館施設等使用料相当額の損害を与えたことは明白である。本件使用料の賦課徴収を怠る事実は、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の賦課徴収を怠る事実に該当し、かつ、地方財政法第4条第2項の規定に違反するものである。よって、本件請求人は、高松市監査委員が、本件公金の賦課徴収を怠る事実につき責任を有する者に対して損害の補填をさせる等の必要な措置を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

(2) カラオケ同好会など8団体に対する高松市茜町会館の使用料の徴収を怠る事実に関するもの(要旨)

氏名不詳の高松市職員は、茜町中央自治会のカラオケ同好会が親睦のため、茜町自治会のエアロビクスサークルがエアロビクスのため、日新地区住民のシーガルススポーツクラブ(シーガルバレーを含む。)および日新地区体育協会が会議のため、日新地区体協広報部会議が体協新聞編集会議のため、新北町自治会民謡舞踊同好会が民舞のため、新北町自治会体操同好会が健康と会員相互の親睦を図るため、日新小学校P Aが会議および健康体操のため、それぞれ高松市茜町会館を使用することを許可し、使用料を賦課徴収していないことが違法または不当な公金の賦課徴収を怠る事実に該当するというものであるが、その趣旨は、アルファステイツ茜町管理組合に対する使用料の賦課徴収を怠る事実に関するものと同趣旨であるので、詳細は省略する。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求による監査対象事項は、高松市職員（以下「市職員」という。）が、高松市（以下「市」という。）の公の施設である高松市茜町会館（以下「会館」という。）内の施設について、アルファステイツ茜町管理組合（以下「管理組合」という。）、カラオケ同好会、エアロビクスサークル（以下「サークル」という。）、シーガルススポーツクラブ（シーガルバレーを含む。以下「クラブ」という。）、日新地区体育協会（以下「体育協会」という。）、日新地区体協広報部会議（以下「体協広報部会議」という。）、新北町自治会民謡舞踊同好会（以下「民謡舞踊同好会」という。）、新北町自治会体操同好会（以下「体操同好会」という。）および日新小学校P A（以下「P A」という。）の9団体に対する15件の使用許可に関して、その使用料を免除したことが違法または不当な公金の賦課徴収を怠る行為に該当するか否かという事項である。

そして、措置請求の内容は、本件公金の徴収を怠る事実につき、責任を有する者に対して、損害の補てんその他の必要な措置を講ずるよう高松市長（以下「市長」という。）に勧告することを求めるものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成15年10月10日に、証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請求人からは、新たな証拠の提出はなく、請求人は、同月3日および8日に陳述に代えて陳述書を提出したが、その要旨は、カラオケ同好会等に対する会館の使用許可に関して、その使用料に係る減免基準の適用が違法であることを主張するものであった。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、産業部農林水産課である。

第3 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員から事情聴取すること等により行ったが、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 市が、管理組合等に対して、会館の使用を許可し、その使用料の免除を認めた事実の存在

本件請求に係る会館は、市の公の施設であり、管理組合等に対する施設の使用許可は、それを所管する市長が、管理組合等からの施設等使用許可申請により、それぞれ次のように行っており、いずれも使用料を免除している。

ア 管理組合に対する会館の使用許可

使用施設 会館内の和室

使用日時 平成15年7月26日 午前10時から12時まで

使用の内容 理事会開催のため

イ カラオケ同好会に対する会館の使用許可

使用施設 会館内の和室

使用日時 平成15年5月 1日 午後1時から4時まで

平成15年6月12日 午後1時から4時まで

使用の内容 親睦のため

ウ サークルに対する会館の使用許可

使用施設 会館内の会議室

使用日時 平成15年9月 5日 午前10時から12時まで

平成15年9月12日 午前10時から12時まで

平成15年10月3日 午前10時から12時まで

使用の内容 エアロビクス

エ クラブに対する会館の使用許可

使用施設 会館内の会議室

使用日時 平成15年8月29日 午後7時30分から9時まで

平成15年9月 2日 午後7時から9時まで

平成15年9月11日 午後7時30分から9時まで

使用の内容 会議

オ 体育協会に対する会館の使用許可

使用施設 会館内の和室

使用日時 平成15年5月8日 午後7時30分から9時まで

使用の内容 会議

カ 体協広報部会議に対する会館の使用許可

使用施設 会館内の会議室

使用日時 平成15年8月21日 午後7時から9時まで

使用の内容 体協新聞編集会議

キ 民謡舞踊同好会に対する会館の使用許可

使用施設 会館内の会議室

使用日時 平成15年4月30日 午前10時から12時まで

使用の内容 民舞

ク 体操同好会に対する会館の使用許可

使用施設 会館内の会議室

使用日時 平成15年5月13日 午後1時から3時まで

使用の内容 健康と会員相互の親睦を図る

ケ P Aに対する会館の使用許可

使用施設 会館内の会議室

使用日時 平成15年9月16日 午後7時30分から9時まで

平成15年9月24日 午後7時30分から9時まで

使用の内容 会議および健康体操

なお、これらの使用許可には、会館の運営に支障を来すような行為をしないこと、火災等事故の防止に努めること等の使用許可条件が付されている。

(2) 会館の使用許可とその使用料の減免に関する規定

ア 会館の使用許可に関する規定

法第244条第1項は、公の施設の設置について、「普通地方公共

団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。」と規定し、法第244条の2第1項は、「法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」としている。これらの規定に基づき、市は、会館を公の施設として市民の利用に供するため、高松市茜町会館条例（以下「会館条例」という。）を制定し、その第2条で市長が行う使用許可等について定めている。

公の施設の利用については、法第244条第2項で「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」と規定しており、会館条例も、同項の規定の趣旨に則り、広く住民の利用を認めているが、他の利用者に著しく迷惑を及ぼすおそれが生じることや施設の管理運営上の支障が出ることを回避するため、会館条例第2条第2項で、市長は、「会館内の秩序を乱すおそれがあると認められるとき」、「施設等を損傷するおそれがあると認められるとき」等、利用を拒む正当な理由がある場合に限り、その使用を許可しないことを規定している。さらに、市長は、会館条例の施行細則として高松市茜町会館条例施行規則（以下「会館条例施行規則」という。）を制定し、その第7条で使用者の遵守事項を定めている。

本件のような住民の福祉増進を目的として設置された公の施設の使用許可について、市においては、その設置目的に見合った施設使用許可申請が提出された場合、基本的に許可することを前提としており、他の利用者に迷惑を及ぼしたり、施設の管理運営に支障が出ると認められる場合においてのみ、その使用を制限している。

イ 会館の使用料に関する規定

公の施設の利用に係る使用料について、法第225条は、「公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」と規定し、法第228条第1項で、「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」と規定されている。

これらの規定に基づき，市は，会館条例第4条および別表で，使用料の徴収の根拠，種別および額，徴収方法等を定めている。

また，使用料の減免については，会館条例第4条第3項は，「市長は，必要があると認める場合は，使用料を減額し，または免除することができる。」と規定し，その取扱基準について，市長は，決裁により，「高松市茜町会館の貸館基準および使用料の減免について」（以下「使用料の減免基準」という。）を制定し，その使用料を減免する場合として，高松市が使用する場合，自治会，婦人会，老人会，その他類する団体で公共性または公益上の理由がある場合，非常災害等緊急時使用の場合の三つの減免事由を定めている。

また，「使用料の減免基準」においては，減免しない場合の具体的基準として，華道，茶道等の習い事で月謝等を徴収する場合，学習塾である場合，営利目的の商品の販売・展示会等の使用内容事例を列記しており，使用主体が会館を使用することにより何らかの収入を得る場合や，企業が営利目的で行う事業，ピアノ発表会のような個人的な利用，政治，宗教および労働組合に係る事業等，公共性・公益性が認められない事業活動を減免しない場合と規定している。

なお，市長は，会館施設の使用許可申請が提出された場合，申請案件ごとに，「使用料の減免基準」に基づき，自治会，婦人会，老人会，その他類する団体で公共性または公益上の理由がある場合に該当するかどうかを審査し，使用料を免除するか否かの諾否を決定している。

(3) 会館の設置目的，施設概要等

ア 会館の設置目的

会館は，地元である茜町，西町および新北町はもとより，広く本市住民が，集会をしたり，レクリエーション・文化活動を行う場所を提供し，もって市民の教養の向上，健康の増進，生活文化の振興を図るなど，市民福祉の増進に寄与するために設置されたものである。

イ 会館の施設概要および利用実績

(ア) 会館の施設概要

会館の施設概要は，次のとおりである。

名称 高松市茜町会館

所在地 高松市茜町 2 6 番 2 2 号

設置年月日 平成 1 5 年 4 月 1 日

構造・延べ床面積 鉄骨平屋建て 2 2 5 m²

施設内容 和室 (1 0 畳) 2 室 , 会議室 (6 9 m²) 1 室

休館日 日曜日 , 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ,
1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで

使用料

区 分	午 前	午 後	夜 間
	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
会議室	6 0 0 円	6 0 0 円	9 0 0 円
和室	2 5 0 円	2 5 0 円	3 7 0 円
冷暖房	その室の使用料の 2 分の 1 の額		

- (イ) 会館の利用実績 (平成 1 5 年 4 月 1 日から同年 8 月 3 1 日まで)
会館の利用実績は , 次の表のとおりである。

区 分	全 体	うち自治会関係の利用
利用回数 (回)	1 8 4	9 6
利用者数 (人)	2 , 0 6 0	1 , 1 1 7

- (4) 管理組合等 9 団体の設立目的 , 構成者および活動内容

管理組合等 9 団体の設立目的 , 構成者および活動内容は , 次のとおりである。

ア 管理組合

管理組合は , マンション (アルファステイツ茜町) の居住者が安全で快適な日常生活を営むために組織した組合であり , 全 3 2 世帯の居住者で構成され , その居住者が現段階で自治会に未加入のため , ごみの排出 , 広報紙の配布等の自治会的な活動を行っている。

イ カラオケ同好会

カラオケ同好会は , 茜町中央自治会の自治会活動を促進するため , 同自治会内につくられたものであり , 同自治会会員 1 5 人が構成者となっており , カラオケというレクリエーション活動を通して構成員相

互の親睦を深める活動を行っている。

ウ サークル

サークルは、茜町自治会活動を促進するため、同自治会内に組織された団体であり、同自治会会員を中心として、茜町の住民7人が構成者となっており、エアロビクスというレクリエーション活動を通して構成員相互の親睦を深めたり、健康の増進を図る活動を行っている。

エ クラブ

クラブは、日新地区体育協会に所属し、日新校区の住民の心身の育成を図るために結成されたものであり、同校区の住民を中心として約200人が構成者となっており、サッカーやバレーボールの活動を行っている。

オ 体育協会

体育協会は、日新地区住民の健康の増進を図るために設立されたものであり、同地区の約70人が構成者となっており、スポーツ・体育活動の支援を行っている。

カ 体協広報部会議

体協広報部会議は、日新地区住民の健康の増進を図るため、体育協会内に設置された会議体であり、前記体育協会の一部門として構成されており、スポーツ・体育活動の広報活動を行っている。

キ 民謡舞踊同好会

民謡舞踊同好会は、新北町自治会活動を促進するため、同自治会内につくられたものであり、同自治会会員を中心として、新北町の住民10人が構成者となっており、民謡舞踊というレクリエーション活動を通して構成員相互の親睦を深める活動を行っている。

ク 体操同好会

体操同好会は、新北町自治会活動を促進するため、同自治会内につくられたものであり、同自治会会員の25人が構成者となっており、健康体操等のレクリエーション活動を通して構成員相互の親睦を深めたり、健康の増進を図る活動を行っている。

ケ P A

P A は、日新小学校 P A に属する同地区の自治会員でもある住民が、P A 活動を行うほか、健康体操というレクリエーション活動を通して構成員相互の親睦を深めたり、健康の増進を図る活動を行っている。

- (5) 市から会館の管理運営を委託された高松市茜町会館管理委員会（以下「委員会」という。）が、市長の諾否に基づき、管理組合等に対して行った会館の使用許可および使用料免除の事務処理手続

ア 市が会館の管理運営を委員会に委託した経緯およびその法的根拠

公の施設の管理運営は、本来、地方公共団体が自ら行うべきものであるが、法第 244 条の 2 第 3 項は、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を...（中略）... 公共的団体に委託することができる。」と規定している。

市は、自ら会館の管理運営を行うよりも、これを地元自治会選出委員で構成される公共的団体に委託した方が、より地元住民の便益につながり、住民サービスの一層の向上と住民福祉の増進に寄与するものと判断し、同項の規定に基づき、会館条例第 6 条において、「市長は、会館の管理運営を委託することができる。」と規定し、さらに、会館条例施行規則第 9 条において、「会館の管理運営を高松市茜町会館管理委員会に委託する。」と規定している。

同条に規定する委員会は、平成 15 年 4 月 1 日に、公の施設である会館の使用に係る円滑かつ効率的な管理を地域住民の自主的運営によって推進するために設立されたものであり、会館近隣の茜町中央自治会ほか 6 自治会から選出された 8 人の委員により組織されている。

なお、市は、委員会に会館の管理運営を委託するに当たり、業務委託仕様書において、会館の使用日程調整、会館の使用許可申請書の受付および使用許可書の交付、会館使用料の徴収等、委託する業務の内容や会館使用料の徴収方法および金融機関への納付方法等を詳細に定め、平成 15 年 4 月 1 日付けで委員会との間に業務委託契約書を交わしている。

イ 会館使用料の徴収等事務を委員会の委員に委託した経緯およびその法的根拠

地方公共団体の公金の徴収等は、本来、地方公共団体が自ら行うべきものであるが、地方自治法施行令第158条第1項では、「その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限って、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。」と規定し、その例外を認めている。そして、同条第2項では、「普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。」と規定している。

市では、会館使用料の徴収または収納の事務を自ら行うより、これを地元自治会選出委員で構成する委員会の委員に委託した方が、会館の管理運営を委託している関係において、一元的な運営が図られるなど、効率的であり、住民の便益に寄与すると判断し、市長は、決裁で委員会の委員3人に委託することを決定し、平成15年4月1日付け高松市告示第193号で、その旨を告示している。

なお、市は、高松市会計規則第44条第1項第5号で会館の使用料の徴収または収納を委託することについて規定し、例規上の整備も図っている。

ウ 管理組合等に対する会館の使用許可および使用料免除の事務処理手続

市から会館の管理運営を委託された委員会は、管理組合等9団体からの会館施設使用許可申請15件について、会館条例、会館条例施行規則および会館管理運營業務委託契約書の業務委託仕様書で定める事務処理手続に基づき、会館内の秩序を乱したり、施設等を損傷するおそれがなく、その使用目的も会館の設置目的と合致するものであることを確認するとともに、「使用料の減免基準」の規定も踏まえ、その使用を許可し、使用料を免除する事務処理手続として、管理組合等に対し、それぞれ使用許可書を交付している。

(6) 管理組合等に対する会館の使用許可において使用料を免除した理由

委員会は、当該申請の内容が「使用料の減免基準」の減免する場合の規定第2号の自治会、婦人会、老人会、その他類する団体で公共性または公益上の理由がある場合に該当し、使用料を免除できるかどうかを、その都度、個別に次のように確認している。

(4)で述べたように、当該申請の使用主体のうち管理組合を除く8団体は、いずれも地域の自治会構成員をもって、あるいは自治会構成員を中心に組織されており、自治会の内部組織の一つとみることができるものであり、管理組合は、その構成者でいまだ正式に自治会を組織していないものの、ごみの排出等を共同して行う同一マンション内の地縁的な集団であって、実体的には自治会と同視し得るものであり、いずれも自治会またはこれに類する団体に該当し、その使用目的も、管理組合の場合は、マンションを同じくする居住者が安全で快適な日常生活を営むため組織した組合において、その維持運営に必要な事項を決定したり、防犯・防災対策等、居住者共通の生活問題を協議するための集会の開催であること、カラオケ同好会、サークル、民謡舞踊同好会、体操同好会およびP Aの場合は、団体構成員がカラオケやエアロビクス等のレクリエーション活動などを行うことにより、構成員相互の親睦を深め、自治会活動の促進を図るものであること、クラブの場合は、サッカー等の活動を通して日新地区住民の心身の育成を目的とする団体の維持運営に必要な事項を決める会議の開催のためであること、体育協会および体協広報部会議の場合が、日新地区住民の健康福祉の増進を図るため、スポーツ・体育活動の支援をしたり、広報活動を行うため組織された団体の維持運営に必要な事項を決める会議を開催するためであることなど、いずれも地域の住民福祉の増進に寄与するものであり、公共性または公益上の理由がある場合に該当し、かつ、月謝等を徴収するなど、「使用料の減免基準」の減免しない場合の規定に該当しないことを確認している。

なお、委員会は、英語教室、手作り人形製作同好会および俳句句会の会館使用について、使用料を徴収しているが、これは、「使用料の減免基準」の減免しない場合の規定により、英語教室は、免除を認めない学習塾活動であること、手作り人形製作同好会および俳句句会については、

免除を認めない月謝を徴収する場合に該当しているためであり、英語教室の使用については、正規の使用料の3倍の額を徴収するなど、「使用料の減免基準」の規定を厳正かつ適切に適用しているものである。

このように、委員会は、管理組合等9団体15件の申請について、市長が定めた「使用料の減免基準」に照らし、会館の使用料を免除することができることを個々具体的に確認し、市長の諾否に基づき、当該使用許可に併せて、その使用料を免除する事務処理手続をとったものである。

なお、市においては、類似する公の施設である高松市福岡会館および高松市木太北部会館についても、使用料の減免基準を制定し、使用料を減免するか否かの基準、減免する場合の減免額、減免しない場合の使用料の徴収額の取扱い等について、会館と同様な内容を定めており、市全体として統一的な運用が図られている。

2 監査委員の判断

- (1) 請求人は、会館施設等使用許可申請書の記載によると、その申請に係る使用は、管理組合が理事会開催のため、カラオケ同好会が親睦のため、サークルがエアロビクスのため、クラブおよび体育協会が会議のため、体協広報部会議が体協新聞編集会議のため、民謡舞踊同好会が民舞のため、体操同好会が健康と会員相互の親睦を図るため、P Aが会議および健康体操のために使用するというものであり、使用料の減免基準の公的利用のいずれにも該当しないことは明らかであり、いずれも、その使用料を徴収すべきであることは明白であるのに、市職員は、会館施設等使用料の賦課徴収を違法または不当に怠り、市に会館施設等使用料相当額の損害を与えている旨の主張をしているので、以下、この点について検討する。

ア まず、使用料を免除する決定の適否は、会館の使用許可が適法かつ適正に行われていることが、前提となるので、この点について検討する。

そもそも、公の施設は、住民の福祉の増進を図ることを目的とし

て地方公共団体により設置されるものであり，その使用許可については，施設の設置目的に合致する申請内容であれば基本的に認めるべきものであり，むしろ，その設置目的を効果的に達成するためには，積極的な利用を促進すべきものである。

会館は，「監査により認められた事実」(3)のアで示したとおり，本市住民が，集会をしたり，レクリエーション・文化活動を行う場所を提供し，もって市民の教養の向上，健康の増進，生活文化の振興を図るなど，市民福祉の増進に寄与するために設置された施設である。

管理組合等9団体15件の会館施設使用許可申請については，「監査により認められた事実」(5)のウで示したとおり，市から会館の管理運営の委託を受けた委員会が，会館条例，会館条例施行規則および会館管理運営業務委託契約書の業務委託仕様書で定める事務処理手続きに基づき，会館内の秩序を乱したり，施設等を損傷するおそれがないことを確認し，その使用目的も「監査により認められた事実」(1)および(6)で示したとおり会館の設置目的と合致することを確認している。これらを踏まえ，市長において，使用を許可する決定をしており，その手続等について，何らの違法性・不当性も認められない。

イ 次に，会館使用料の免除の適否について検討する。

そもそも，公の施設使用について，その使用料を免除することは，条例上に規定を設けることによって，市長の権限で行うことができるものであり，会館の設置目的等から，公益等を目的に地域住民で組織された自治会および自治会に類する団体が，その活動を行うために会館を使用することに関し，使用料を免除することは，何ら違法・不当なものではない。

なお，会館の利用実績も「監査により認められた事実」(3)のイの(イ)で示したとおり，自治会関係の利用が約半数を占めており，自治会活動の促進，ひいては住民福祉の増進を目的とする会館の設置目的にかなった利用がなされている。

そして，具体的な使用料の免除について，委員会は，「監査により

認められた事実」(6)で示したとおり、当該申請の内容が「使用料の減免基準」の減免する場合の規定第2号の自治会、婦人会、老人会、その他類する団体で公共性または公益上の理由がある場合に該当し、使用料を免除できるかどうか、その都度、個別に確認しており、当該申請の使用主体のうち管理組合を除く8団体は、いずれも地域の自治会構成員をもって、あるいは自治会構成員を中心に組織されており、自治会の内部組織の一つとみることができるものであり、管理組合は、その構成者でいまだ正式に自治会を組織していないものの、ごみの排出等を共同して行う同一マンション内の地縁的な集団であって、実体的には自治会と同視し得るものであり、いずれも自治会またはこれに類する団体に該当し、その使用目的も、管理組合の場合は、マンションを同じくする居住者が安全で快適な日常生活を営むため組織した組合として、その維持運営に必要な事項を決定したり、防犯・防災対策等、居住者共通の生活問題を協議するための集会の開催であること、カラオケ同好会、サークル、民謡舞踊同好会、体操同好会およびPTAの場合は、団体構成員がカラオケやエアロビクス等のレクリエーション活動などを行うことにより、構成員相互の親睦を深め、自治会活動の促進を図るものであること、クラブの場合は、サッカー等の活動を通して日新地区住民の心身の育成を目的とする団体の維持運営に必要な事項を決める会議の開催のためであること、体育協会および体協広報部会議の場合は、日新地区住民の健康福祉の増進を図るため、スポーツ・体育活動を支援したり、広報活動を行うために組織された団体の維持運営に必要な事項を決める会議を開催するためのものであることなど、いずれも地域の住民福祉の増進に寄与するものであり、公共性または公益上の理由がある場合に該当するとしたものであり、その確認は、適切かつ妥当なものであると認められる。しかも、月謝等を徴収するなど、「使用料の減免基準」の規定の減免しない場合に該当していないことも確認している。これらを踏まえ、市長において、使用料を減免する決定をしており、何らの違法性・不当性も認められない。

- (2) さらに、請求人は、当該使用許可に係る使用料の免除について、地方財政法第4条第2項の規定に違反するものであると主張しているもので、以下、この点についても検討する。

請求人が主張する地方財政法第4条第2項の規定は、地方公共団体の収入は、現実の事態に適応して、法規の命ずるところに従い、忠実に確保しなければならないという趣旨を規定しているものである。

当該使用許可に係る使用料の免除は、「監査により認められた事実」(6)で示したとおり、法、会館条例および「使用料の減免基準」の諸規定に基づき、個々の使用申請ごとに、使用主体、使用目的の公共性等を総合的に勘案した結果、決定されたものであり、何ら違法性・不当性はなく、地方財政法の規定に違反しておらず、その使用料の免除が市に損害を与えるものではないことから、請求人の主張は認められない。

- (3) 最後に、請求人は、請求人自らが「高松市政を考える市民の会」名義で使用料の免除による会館の使用許可を申請したのに対して、使用料の免除が認められなかった事実を挙示し、それとの対比により、管理組合等に対する会館使用料の免除が違法かつ不当であることは明白であると主張していると思われるところもあるので、その点について付言する。

本件住民監査請求は、管理組合等9団体に対する会館使用料の免除の当否を判断する事項が対象であり、「高松市政を考える市民の会」に対する会館使用料の不免除当否を判断することが対象ではなく、両者は全く別個の事項であることが明白である。

そして、管理組合等9団体に対する会館使用料の免除は、これまでの検討で明らかとなっており、何らの違法性・不当性も認められず、請求人の措置請求には理由がないものと判断したものである。この本件判断は、「高松市政を考える市民の会」に対する会館使用料の不免除の当否に関する判断結果によって影響されるものではないので、その判断結果を待つまでもなく、本件判断は、妥当なものと言わなければならない、請求人の前記主張が理由のないものであることは明らかである。

よって、本件措置請求には理由がないものと判断する。

高松市監査委員告示第20号

高松市茜町会館の使用料の徴収を怠る事実に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、地方自治法（以下「法」という。）第252条の43第9項の規定により、高松市長に同条第2項前段の規定による通知を行わなかった理由を次のとおり公表します。

平成15年11月10日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	綾野和男
同	鎌田基志

高松市茜町会館の使用料の徴収を怠る事実に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について

第1 請求の内容

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成15年9月16日、同月29日および同年10月8日

3 請求の要旨

- (1) アルファステイツ茜町 管理組合に対する高松市茜町会館の使用料の徴収を怠る事実に関するもの（原文）

別紙事実証明書（（注）事実証明書については省略した。）の記載によると、氏名不詳の高松市職員は、高松市茜町会館条例第4条第3項の規定に基づく減免基準（高松市茜町会館の貸館基準および使用料の減免について）の使用料免除事由に該当しないにもかかわらず、当該条例に

違反して違法又は不当に当該使用料の賦課徴収を怠っている事実が認められる。「高松市茜町会館の貸館基準および使用料の減免について」の記載によると、減免する場合は、高松市が使用する場合、自治会、婦人会、老人会、その他類する団体で公共性または公益上の理由がある場合、非常災害等緊急時使用の場合の「公的利用」の三つの場合に限定されているのである。別紙「高松市茜町会館施設等使用許可申請書」の記載によると、当該使用は「アルファステイツ茜町管理組合」が「理事会開催の為」に使用した場合であり、前記の三つの公的利用のいずれにも該当しないことは明らかである。故に、高松市職員は、本件高松市茜町会館施設等使用料の賦課徴収を違法又は不当に怠り高松市に当該会館施設等使用料相当額の損害を与えたことは明白である。本件使用料の賦課徴収を怠る事実は、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の賦課徴収を怠る事実に該当し、かつ、地方財政法第4条第2項の規定に違反するものである。よって、本件請求人は、高松市監査委員が、本件公金の賦課徴収を怠る事実につき責任を有する者に対して損害の補填をさせる等の必要な措置を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

(2) カラオケ同好会など8団体に対する高松市茜町会館の使用料の徴収を怠る事実に関するもの(要旨)

氏名不詳の高松市職員は、茜町中央自治会のカラオケ同好会が親睦のため、茜町自治会のエアロビクスサークルがエアロビクスのため、日新地区住民のシーガルススポーツクラブ(シーガルバレーを含む。)および日新地区体育協会が会議のため、日新地区体協広報部会議が体協新聞編集会議のため、新北町自治会民謡舞踊同好会が民舞のため、新北町自治会体操同好会が健康と会員相互の親睦を図るため、日新小学校P Aが会議および健康体操のため、それぞれ高松市茜町会館を使用することを許可し、使用料を賦課徴収していないことが違法または不当な公金の賦課徴収を怠る事実に該当するというものであるが、その趣旨は、アルファステイツ茜町管理組合に対する使用料の賦課徴収を怠る事実に関する

るものと同趣旨であるので，詳細は省略する。

4 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

住民監査請求の分野においては，従来の監査委員の制度は全く機能しておらず，信用できないので，個別外部監査契約に基づく監査を求めざるを得ない。

第2 監査対象事項

本件請求による監査対象事項は，高松市職員が，高松市の公の施設である高松市茜町会館内の施設について，アルファステイツ茜町 管理組合，カラオケ同好会，エアロビクスサークル，シーガルススポーツクラブ（シーガルバレエを含む。），日新地区体育協会，日新地区体協広報部会議，新北町自治会民謡舞踊同好会，新北町自治会体操同好会および日新小学校 P A の9団体に対する15件の使用許可に関して，その使用料を免除したことが違法または不当な公金の賦課徴収を怠る行為に該当するか否かという事項である。

第3 高松市長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては，監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず，むしろ，監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。